

COP12/MOP2通信

11月

9日

Kiko

ナイロビ

気候ネットワーク

〒604-8124 京都府京都市中京区高倉通四上ル高倉ビル305 Tel: 075-254-1011 / Fax: 075-254-1012
〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 半蔵門ツタビル2F Tel: 03-3263-9210 / Fax: 03-3263-9463
E-mail: kyoto@kikonet.org (京都) tokyo@kikonet.org (東京) URL: http://www.kikonet.org/

気候ネットワークは、地球温暖化対策に取り組む市民のためのネットワークです。

「Kiko」は、温暖化問題の国際交渉の状況を伝えるための会期内、会場からの通信です。

議定書の見直し作業を開始しよう！

今日開かれる京都議定書の締約国会合(COPMOP)の全体会で、議定書の見直しに関する議論が行われる。京都議定書の締約国は、第9条に規定されているとおり、今回の議定書第2回会合(COPMOP2)で、第1回目の議定書の見直しを開始しなければならない。

「京都2」へ続く、次期枠組みに向けたプロセスとして、議定書第9条のもとでの見直し作業は、先進国の更なる排出削減を交渉している議定書第3条9項の特別作業部会(AWG)と同じくらい重要なプロセスである。

議定書9条に、この見直しは、気候変動枠組条約の見直しとも連動して行わなければならないことも規定されているため、次期枠組みに関して、現在京都議定書の削減目標を持っている先進国の削減義務にとどまらない幅広い国々の参加の議論を進めるための足がかりになるものと考えられているからである。

今回の会議では、具体的な見直し作業に入るのではなく、そのための段取りとして見直し作業に関する「交渉プロセス」の合意が目指されることになる。

「京都2」に続く、次期枠組みの検討を確実に進めていくためにも、議定書9条のもとで行う議定書の見直しを、COPMOP2の1回で終了させるのではなく、COPMOP2でしっかりしたプロセスを立ち上げ、継続した検討を行っていかなければならない。

2006年9月1日まで各国が条約事務局に提出した意見をみると、EU、日本、ニュージーランドをはじめ先進国は、議定書見直し作業をCOPMOP2で開始させ、その後も継続したプロセスの中で進めることを要請。一方ブラジル、南アフリカは第1回目の見直し作業をCOPMOP2で終わらせ、今後の定期的な見直しについては、COPMOP決定するこ

とを提案。また、EU、ノルウェー、ニュージーランド、カナダは、COPMOP2で議定書第9条の特別作業部会(AWG)設立を提案。日本は、プロセスの形式については言及していない。中国は、見直し作業は、途上国の義務につながるものであってはならないとし、米国の不参加などを理由に挙げ、その進展について、懐疑的な姿勢を示している。

時間は絶対

議定書3条9項の第1回特別作業部会(AWG)で、締約国は、議定書3条9項の作業を「迅速に」進めることを約束した。ナイロビ会議の議長となったキプサ・キプワナ大臣が、開会スピーチで示した5つの広いテーマのうちのひとつが、モントリオールで高まった機運を維持することである、これは、議定書3条9項AWGの作業だけでなく、議定書第9条の議論にも適用する必要がある。2013年以降の気候変動対策をどのように進めていくかについて効果的な合意に達するためには、やらなければならないことがたくさんある。両方のプロセスは、成功のためには絶対に欠かせないものである。

ナイロビ会議で、交渉のための科学的で技術的な基礎を作るには、政府代表団は、議定書3条9項と9条の両方のプロセスのもとで、2007年のマンデート交渉につながる1年間の分析フェーズを行うことに合意する必要があるとCANは考える。これは、COPMOP3で作業が終了する予定である条約のもとでの対話もそのマンデート交渉に情報提供することが可能となる。マンデート交渉は、2008年には、途方もない気候変動への挑戦に取り組むのに適切な削減目標をもった、ひとつの整合性のある合意に達するものでなければならない。この合意期限は、京都議定書の第1約束期間と次の約束期間との間を空けないために必要である。

思い起こせば、京都議定書の合意を得るために、2年以上の歳月をかけ、特別作業部会(AGBM)を8回開催した。従って、CANは、分析フェーズと交渉フェーズの両方で、通常の会議と会期の間で開催する会合によるしっかりとスケジュールが必要だと考えている。締約国には、これを実現する政治的な支持とこれらの会合の資金的な支援を約束するよう要請する。
(eco 11/7号 抄訳)

クリーン開発メカニズム (CDM) の将来へ向けて

議定書 3 条 9 項 AWG

今回の会議での CDM 関連議題の中でもおそらくもっとも注目を集めるのは、二酸化炭素回収貯留 (CCS) 技術を使用したプロジェクトを、CDM のプロジェクトとして認めるのかどうかという争点である。

CCS に関しては、先進国の中ですら、きちんとしたルールや規制の枠組みが整備されているとは言えない。貯留地の選定基準や永続性 (漏れに関する想定)、プロジェクトの境界、貯留された CO₂ に関する責任、石油 / ガス増進回収 (EOR / EGR) を含む CCS の扱い、持続可能な開発への貢献など、いくつもの複雑な問題点についての検討が必要である。それをなすに早期からの活用を目指していたずらに結論を急ぐことは、現在既に様々な側面において課題が見えてきている CDM の環境的な効果を大きく損なうことになる。

また、過去 1 年半以上に渡って議論されている問題として、HCFC22 の新規施設での HFC23 破壊プロジェクトを CDM のプロジェクトとして認めるかどうかという問題がある。オゾン層破壊物質であり、同時に、議定書の対象とはなっていないながらも温室効果ガスである HCFC22 の増産とその大気中への放出を過剰に促しかねないという問題があるため、このタイプのプロジェクトは本来的に認められるべきではない。HCFC22 の増加とともに、途上国において HFC23 が増加していくという問題については、別途に先進国がその削減を支援する仕組みを設けるべきである。この問題に関しては気候ネットワークも 8 月に条約事務局に意見提出を行ったところである。

先進国の温室効果ガスが増加

7 日に開催された議定書 3 条 9 項特別作業部会 (AWG) のワークショップで、気候変動枠組条約は、2000 年から 2004 年までの先進国の排出量が増加傾向にあると発表した。

2004 年の先進国 (米・豪含む) 全体の排出量は、1990 年比で 3.3% 削減している。これは、ロシアなど経済移行国の排出量が 90 年比で 36.8% 減っているからだ。

その他にも、今回特に関心が高まっているのは、CDM プロジェクトが、一部の国々 (特に排出量の規模の大きな途上国) に集中しており、アフリカや他の地域の後発開発途上国においてはその数が極端に少ないという問題に関して、どのように対処するのかという問題である。

CDM が市場メカニズムであり、本質的には排出量の削減を促す仕組みである以上、排出量が大きく、削減可能性が大きい場所にプロジェクトが集まることは避けられない部分がある。しかし、現状では CDM の市場メカニズムとしての側面ばかりが強調され、もう 1 つの目的である持続可能な開発への貢献という役割が軽視されている。ただ単なる「数」に注目するだけでなく、人々の生活環境改善や雇用創出、技術移転につながるような「質」の高いプロジェクトが、プロジェクト数の少ないアフリカを始めとする諸国においても実施されやすい環境を作っていくことが必要である。このためには、一方ではそれらの途上国の中でのキャパシティの向上に関する支援が必要であると同時に、他方では、実例を積極的に作り出していくことでの後押しが必要だ。

これらの問題に関する議論は、いずれも CDM をより健全な制度へと育てていくために必要な議論である。議定書に含まれる仕組みの中でも、CDM は特に先進国・途上国双方からの期待が非常に大きく、この制度における成功 / 失敗は、京都議定書自体の今後にとっても重要な意義を持つ。その意味からも、今回、上記以外に話される議題も含めて、慎重な議論が求められている。

しかし、その経済移行国の排出量は、2000 年以降増加傾向にあり、2004 年の先進国の排出量は 2000 年比 2.4% 増となっている。

京都議定書の削減義務を負う先進国 (米・豪除く) の 2004 年の排出量も同様で、1990 年比 15.3% 削減だったのが、2000 年比 2.9% 増加となっている。

また、経済移行国以外の先進国の GDP 当りの排出量は減っており、経済成長と排出削減が両立できているとしている。

昨日、議定書 3 条 9 項特別作業部会 (AWG) の全体会合が開催され、締約国は、附属書 国 の更なる排出削減義務と達成期間、今後の作業計画について議論した。マイケル・ザミット・クチャール議長は、全体会合の最初に締約国と NGO が行った声明を聞き、まとめた以下のポイントを今後の議論のベースとして提示した。

- ・2007 年に作業計画特別作業部会 (AWG) の開催回数を増やすこと
- ・条約の下での対話と連携させること。
- ・AWG 開催期間中にワークショップを開催すること。
- ・作業が前進しているという政治的メッセージを特に炭素市場に向け発信すること。議長は作業計画に合意期日を入れるという提案もある。他にも「2013 年以降も炭素市場は継続させる」、「2013 年以降も、継続して附属書 国は排出削減する」といった文書を AWG で出すという方法もあると話した。
- ・短期の目標の方向性を示す長期ビジョン、目標を検討すること。
- ・国別の排出削減目標をひとまとめにして、野心的な排出削減レベルを先進国で何%、そして世界全体で何%等という形で検討すること。
- ・約束期間の検討すること。

AWG の開催回数を増やすことに EU、ノルウェー、スイスは反対しなかった。スイスは、具体的な作業計画を提案。南アフリカは、合意に向け段階的に具体的な検討が進む作業計画の採択を強く希望。

政治的なメッセージを特に市場に送ることについて、ノルウェー、スイス、EU、南アフリカは賛成したが、合意期日の決定については、2008 年を提案した南アフリカ以外、明言せず。また、日本はメッセージ発信の必要性そのものに疑問を投げかけ、合意期日の決定にも、強く反対。

具体的には、14 日に開催される全体会合までに、コンタクトグループで議論し、まとめることとなった。

Kiko COP12/MOP2 通信 No.2

2006 年 11 月 9 日発行

発行 / 編集 気候ネットワーク

川阪京子、山岸尚之

現地携帯 +254 (0)720 081 782 (川阪)